

福岡県公報

平成17年10月26日
第 2 4 5 3 号

目 次

告 示 (第2017号-第2041号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課) 1
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課) 2
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課) 2
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(監査保護課) 4
○生活保護法に基づく指定介護機関の再開の届出	(監査保護課) 4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(監査保護課) 4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(監査保護課) 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(監査保護課) 5
○基本測量の終了	(土木管理課) 5
○公共測量の終了	(土木管理課) 5
○公共測量の実施	(土木管理課) 6
○公共測量の実施	(土木管理課) 6
○公共測量の終了	(土木管理課) 6
○公共測量の実施	(土木管理課) 6
○福岡県領収証紙の売りさばき人の指定	(出納事務局出納総務課) 7
○平成17年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催	(畜 産 課) 7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 7

○道路の区域の変更	(道路維持課) 7
○土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課) 8
○クリーニング業法に基づく研修の指定	(生活衛生課) 9
○クリーニング業法に基づく講習の指定	(生活衛生課)10
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)10
○町の字の区域及び名称の変更	(地 方 課)11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)14

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続の開始の決定	(用 地 課)14
----------------------	---------	---------

正 誤

○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 (平成17年10月福岡県告示第1936号) 中正誤15
--	---------

告 示

福岡県告示第2017号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

なお、平成17年9月福岡県告示第1796号は、取り消す。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年9月29日福岡県告示第1475号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市

役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2018号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
嘉介療12	内田外科内科医院	嘉穂郡桂川町大字土居1270-10	17・7・1
中介77	医療法人萩本医院	中間市長津1丁目15-31	17・6・1
飯介歯118	さくら歯科	飯塚市大字横田315-3	17・10・1
遠支30	愛サービス・北九州ケアプラン相談センター	遠賀郡岡垣町大字手野字大井1380-2	17・10・1
遠居79	愛サービス・北九州在宅介護ステーション	遠賀郡岡垣町大字手野字大井1380-2	17・10・1
小居20	トムスホームヘルプサービス	小郡市三国が丘6丁目10 ライフステージ三国が丘1階	17・9・1
久居175	久留米介護・家事支援センターグラスランド	久留米市団分町1042-12	17・9・1
久居172	介護付有料老人ホームケアライフ小森野	久留米市小森野4丁目8-10	17・7・1
久居173	みづま敬和苑デイサービスセンター	久留米市三潯町西牟田字平野6128-1	17・9・1
久居174	みづま敬和苑ショートステイ	久留米市三潯町西牟田字平野6128-1	17・9・1
直居60	ふくし生協デイサービスなつみね	直方市大字上新入3001-1	17・9・1
飯支42	ケアプランセンター初音	飯塚市吉原町11-14	17・7・1
飯居92	優心・介護サービス	飯塚市大字川津395-1	17・9・1
飯支41	ケアプランセンターあかり	飯塚市大字大日寺414-119	17・9・1

飯居93	デイサービスあいあい	飯塚市大字津島字桜田253-1	17・10・1
八女居33	ほっと介護サービス	八女市大字本町1-62-1 うえしまスポーツビル1階	17・9・1
八女居32	J Aふくおか八女デイサービスセンター「茶と花の里」	八女市大字本村425-280	17・9・1
中居33	デイサービスセンター桃のはな	中間市大字垣生1131-2	17・9・1
中支11	ケアプランセンターポケット	中間市通谷6丁目26-25	17・9・1
春居33	にいほーむメディカルサービス	春日市須玖南5丁目6	17・9・1
像居33	通所介護ライズ	宗像市東郷129-1	17・9・1
筑紫地居10	有限会社アクア	筑紫郡那珂川町大字後野18-6	17・10・1
粕支11	ケアプラン朝茶	糟屋郡粕屋町大字長者原639-1	17・10・1
粕居34	デイサービス朝茶	糟屋郡粕屋町大字長者原639-1	17・10・1
遠居78	ゆめの里ヘルパーセンター	遠賀郡遠賀町遠賀川3丁目15-5	17・10・1
鞍支30	ケアプランセンターうぐいす	鞍手郡宮田町大字本城1104	17・9・1
田川居175	株式会社モダン・トータル・サービス	田川郡糸田町1929	17・9・1

福岡県告示第2019号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
京介療9	大平村国民健康保険直営診療所	上毛町国民健康保険直営診療所	築上郡上毛町大字東下1584	17・10・11
京支18	大平村社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	上毛町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11
京介福9	大平村立 特別養護老人ホーム たいへい苑	上毛町立特別養護老人ホーム「たいへい苑」	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11
京居35	大平村デイサービスセンター「さざんか荘」	上毛町立デイサービスセンター「さざんか荘」	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11
京居34	大平村社会福祉協議会 訪問介護事業所	上毛町社会福祉協議会 訪問介護事業所	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11
京居37	特別養護老人ホーム「たいへい苑」短期入所生活介護	「たいへい苑」短期入所生活介護	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11
飯居73	ヘルパーステーションつきみ荘	豊園訪問介護センター	飯塚市大字建花寺884	17・8・1
飯居77	デイサービス荘園	デイサービス豊園	飯塚市大字建花寺884-11	17・8・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
築介65	医療法人福田医院	築上郡新吉富村大字宇野246-1	築上郡上毛町大字宇野246-1	17・10・11
築介74	医療法人野中内科クリニック	築上郡新吉富村大字宇野1050-1	築上郡上毛町大字宇野1050-1	17・10・11
築介48	笠原医院	築上郡新吉富村大字垂水986-2	築上郡上毛町大字垂水986-2	17・10・11

京介療9	上毛町国民健康保険直営診療所	築上郡大平村大字東下1584	築上郡上毛町大字東下1584	17・10・11
京介歯12	高野歯科医院	築上郡新吉富村大字垂水字下園田1783-7	築上郡上毛町大字垂水字下園田1783-7	17・10・11
京介歯52	筒井歯科医院	築上郡新吉富村宇野1042-8	築上郡上毛町大字宇野1042-8	17・10・11
京介薬3	仲元寺薬局	築上郡新吉富村大字宇野899-1	築上郡上毛町大字宇野899-1	17・10・11
京介薬24	新吉富調剤薬局	築上郡新吉富村大字宇野247-1	築上郡上毛町大字宇野247-1	17・10・11
京支22	安雲拓心苑 居宅介護支援事業所	築上郡新吉富村安雲585-4	築上郡上毛町大字安雲585-4	17・10・11
京居9	安雲拓心苑 デイサービスセンター	築上郡新吉富村大字安雲585-4	築上郡上毛町大字安雲585-4	17・10・11
京介福8	特別養護老人ホーム 安雲拓心苑	築上郡新吉富村大字安雲585-4	築上郡上毛町大字安雲585-4	17・10・11
京支18	上毛町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	築上郡大平村東下1512番地 大平村基幹集落センター	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11
京介福9	上毛町立特別養護老人ホーム「たいへい苑」	集上郡上毛町大字西友枝1938番地	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11
京居13	安雲拓心苑訪問介護事業所	築上郡新吉富村大字安雲585-4	築上郡上毛町大字安雲585-4	17・10・11
京居35	上毛町立デイサービスセンター「さざんか荘」	築上郡上毛町大字西友枝1938番地	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11

京居34	上毛町社会福祉協議会 訪問介護事業所	築上郡大平村大字東下1512番地 大平村基幹集落センター	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11
京居37	「たいへい苑」短期入所生活介護	築上郡大平村大字西友枝1938番地	築上郡上毛町大字西友枝1938	17・10・11
京居64	グループホーム照日ヶ丘	築上郡新吉富村大字安雲585-44	築上郡上毛町大字安雲585-44	17・10・11
八女居3	福岡八女農協「はたるの会」ヘルパーステーション	八女市大字本村420-1	八女市大字本村425-280	17・5・1

福岡県告示第2020号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
嘉介療3	内田外科内科医院	嘉穂郡桂川町大字土居1270-10	17・6・30

福岡県告示第2021号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、休止していた指定介護機関から再開の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	再開年月日

大居3	この病院ヘルパーステーション	大牟田市末広町5-2	16・4・1
-----	----------------	------------	--------

福岡県告示第2022号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日
平成17年9月20日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称
特定非営利活動法人健康回復支援研究所
- 代表者の氏名
藤島 和孝
- 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区天神三丁目6番36号
- 定款に記載された目的

この法人は、人が持つ自然治癒力を目覚めさせ、心身のバランスを整え、免疫力を強化する特徴がある代替医療の普及に努めるため、調査・研究を行い、市民に良質な代替医療の情報提供及び啓発を行い、国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2023号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年9月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人もしもし地球

(変更後) 特定非営利活動法人環境みらい塾

(2) 代表者の氏名

吉田 順子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区薬院一丁目16番5-502号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現をめざし、市民へ向け
て多様な情報提供・啓発活動を行ない、「気づき」から実践へとつなげていく地球
市民の育成に努め、世代を越え、地域を越えた環境市民のネットワークを広く構築
することを目的とします。

福岡県告示第2024号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非
営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す
る。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年8月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人フェミニストカウンセリング福岡

(2) 代表者の氏名

井上 美代子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目7番27-402号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、男性中心社会の中で生き難さを感じている女性等に対して、主にフ
ェミニストカウンセリングに関する事業を行い、女性等のエンパワーメントならび
に男女平等社会の形成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2025号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院
長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により
公示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

基本測量（福岡県西方沖地震現地緊急測量調査）

（三角点の改測等）作業

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市、前原市、古賀市、春日市、福津市、糟屋郡新宮町、久山町、粕屋町、志免町、須恵町、篠栗町、鞍手郡若宮町、糸島郡志摩町、二丈町、筑紫郡那珂川町	平成17年8月31日

福岡県告示第2026号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に
より、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39
条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市若松区大字蛸住、大字大鳥居	平成17年9月26日

福岡県告示第2027号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市門司区大字猿喰・今津	平成17年8月31日から 平成17年2月28日まで

福岡県告示第2028号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、甘木市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（固定資産現況調査）

- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
甘木市全域	平成17年9月29日から 平成17年3月13日まで

福岡県告示第2029号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市小倉北区大門二丁目	平成17年9月14日

福岡県告示第2030号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、荒尾市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（1級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間

大牟田市国道501号沿線	平成17年10月11日から 平成18年3月15日まで
--------------	-------------------------------

福岡県告示第2031号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
86	福岡市博多区博多駅東2丁目4番31号第5岡部ビル4階 社団法人福岡県警備業協会	北九州市門司区小森江3丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター内	平成17年10月14日

福岡県告示第2032号

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年福岡県規則第106号）第2条第2項の規定に基づき、次のように平成17年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木1269番地 福岡県農業総合試験場 筑紫野市大字吉木767番地 福岡県農業大学校
講習会開催期日	平成18年1月10日から同年2月8日まで

福岡県告示第2033号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 （仮称）行橋カテゴリーパワーセンター
 - (2) 所在地 福岡県行橋市西泉六丁目2732番3 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2034号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 二日市ショッピングバザール
 - (2) 所在地 福岡県筑紫野市二日市北2丁目2番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2035号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
行 橋	一般 国道	496号	前	京都府犀川町大字横瀬194番6先から同郡同町大字上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 22.9	6941.2
			後	同上	3.7 ～ 22.9	6941.2
			後	同上	11.5 ～ 115.0	6930.0

福岡県告示第2036号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 起業者の名称

宮田町

2 事業の種類

図書館を核とする生涯学習拠点施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県鞍手郡宮田町大字宮田字浮州地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第22号に掲げる「図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

図書館は図書館法第2条の規定により地方公共団体が設置することとされており、また、生涯学習施設は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の規定にする普通地方公共団体が設置する公の施設に該当するため、宮田町は、本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、宮田町は事業用地の先行取得を宮田町土地開発公社に委託し、これに対する債務保証を行っていることから、本件事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、宮田町が宮田町大字宮田字浮州地内において、図書館を核とする生涯学習拠点施設の建設を行うものである。

宮田町では、平成7年3月に「自然を愛し、活力とうるおいのあるまち“みやた”をめざす人材育成」を基本テーマに生涯学習のまちづくりを目的とした社会教育基本計画「宮田町における生涯学習の推進について」を策定した。また、平成13年策定の第3次宮田町総合計画において、町民が生涯にわたって個性を生かし充実した人生を送っていくため、「働き、学ぶ、遊ぶ」のすべての面で多様なニーズに対応して教育、スポーツ、文化活動に取り組むことができる生涯学習環境の整備に努め、「生きがいを育み心ふれあう教育・文化のまちづくり」を目指しているところである。

このような中で、生涯学習に関する町民意識調査、町民からの公立図書館設置の要望等を踏まえ、平成16年3月に「図書館を核とする生涯学習拠点施設整備計画基本構想」を策定し、この基本構想に基づき、図書館と生涯学習施設の複合棟を建設することとしたものである。

2 なお、宮田町は平成18年2月11日に若宮町との合併によって宮若市となるが、宮若市の目標人口を考慮して施設規模等の見直しを行っている。

ア 本件事業により得られる利益については、図書館を核とする生涯学習拠点施設の建設により、地域住民の生涯学習意欲に応える基盤整備が図られるとともに、隣接する中央公民館の機能と一体となって、生涯学習に関する情報提供や相談体制の充実が図られ、生涯学習及び情報活動の拠点として地域の生活文化の振興、地域の活性化、公共の福祉増進への寄与に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、本事業計画において、住民の利便性、環境条件、行政的条件、地域活性化への貢献度、用地費等の経済性の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性が高く、環境が良好で、都市機能の集積が図られ、地域活性化への貢献度が高く、用地費等も3案中最小となる、社会的、経済的に優れる案を採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地は、図書館を核とする生涯学習拠点施設の建設に必要な最小限の範囲が確保されていると認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

宮田町においては、生涯学習を推進する上で、最も基本的で重要な施設である図書館が未だ設置されておらず、町民も図書館の建設を要望していること、サークル数の増加に伴い、現在使用している中央公民館が手狭となり、サークル活動に支障を来していることなどから、早期に本件事業を施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、宮田町から申請のあった図書館を核とする生涯学習拠点施設建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

宮田町中央公民館

福岡県告示第2037号

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、告示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代1丁目2番4号

3 研修の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成18年1月24日	ウエルとばた	北九州市戸畑区汐井町1番6号
平成18年1月30日	福岡県飯塚総合庁舎本館4階	飯塚市新立岩8番1号
平成18年2月14日	福岡生活衛生食品会館5階	福岡市博多区千代1丁目2番4号
平成18年2月22日	福岡県久留米総合庁舎2階	久留米市合川町1642番地の1

4 研修の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間（0.5時間）

- 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間(0.5時間)
 洗たく物の処理 1時間(1時間)
 繊維及び繊維製品 1時間(1時間)
 注()は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数
- 5 受講料
 研修受講料(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む場合) 8,000円
 研修受講料(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含まない場合) 5,000円
 特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習受講料 3,000円

- 6 その他
 (1) 主催者は、開催場所、開催年月日及び受講人員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。
 (2) 平成18年2月14日開催の研修は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号りに基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得講習を併せて実施する。

福岡県告示第2038号

次の講習をクリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、告示する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 主催者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋6丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代1丁目2番4号
- 講習の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成18年1月17日	福岡県久留米総合庁舎2階	久留米市合川町1642番地の1
平成18年2月3日	ウエルとばた	北九州市戸畑区汐井町1番6号
平成18年2月10日	福岡県飯塚総合庁舎本館4階	飯塚市新立岩8番1号
平成18年2月17日	福岡生活衛生食品会館5階	福岡市博多区千代1丁目2番4号

- 4 講習の科目及び時間数
 衛生法規及び公衆衛生 1時間(0.5時間)
 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間(0.5時間)
 洗たく物の処理 1時間(1時間)
 繊維及び繊維製品 1時間(1時間)
 注()は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数
- 5 受講料
 講習受講料 4,500円
- 6 その他
 主催者は、開催場所、開催年月日及び受講人員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

福岡県告示第2039号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日
平成17年10月7日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人劇団道化

(2) 代表者の氏名
篠崎 省吾

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市五条一丁目10番1号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、地域に根ざしつつ全ての人々に演劇の楽しさ及び表現活動の大切さを伝えていくことに関する事業を行い、文化・芸術の振興、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2040号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、粕屋町長から粕屋町の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

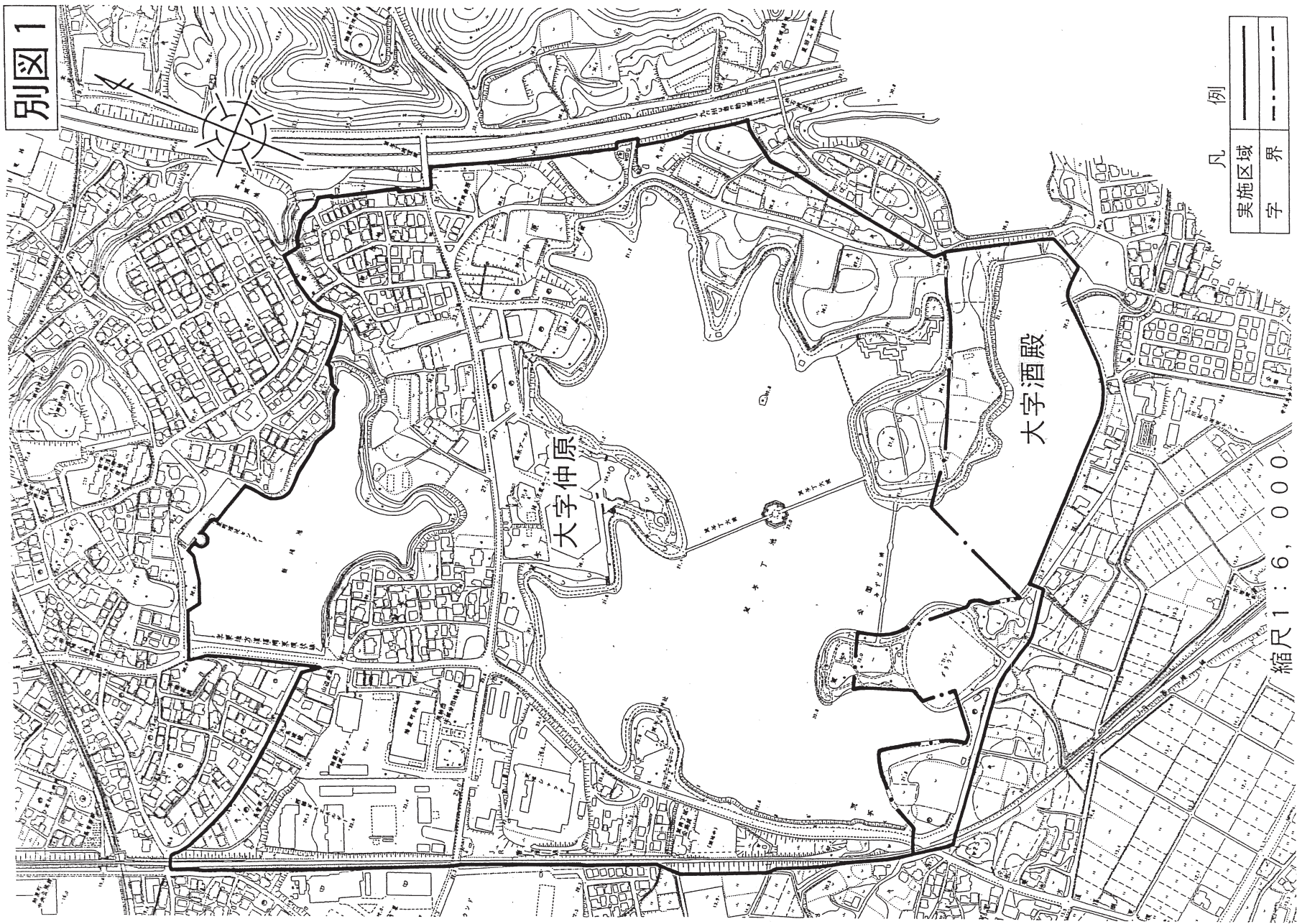
上記処分は、平成17年12月5日から効力を生ずるものとする。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域及び名称を別図2のように変更する。

別図1

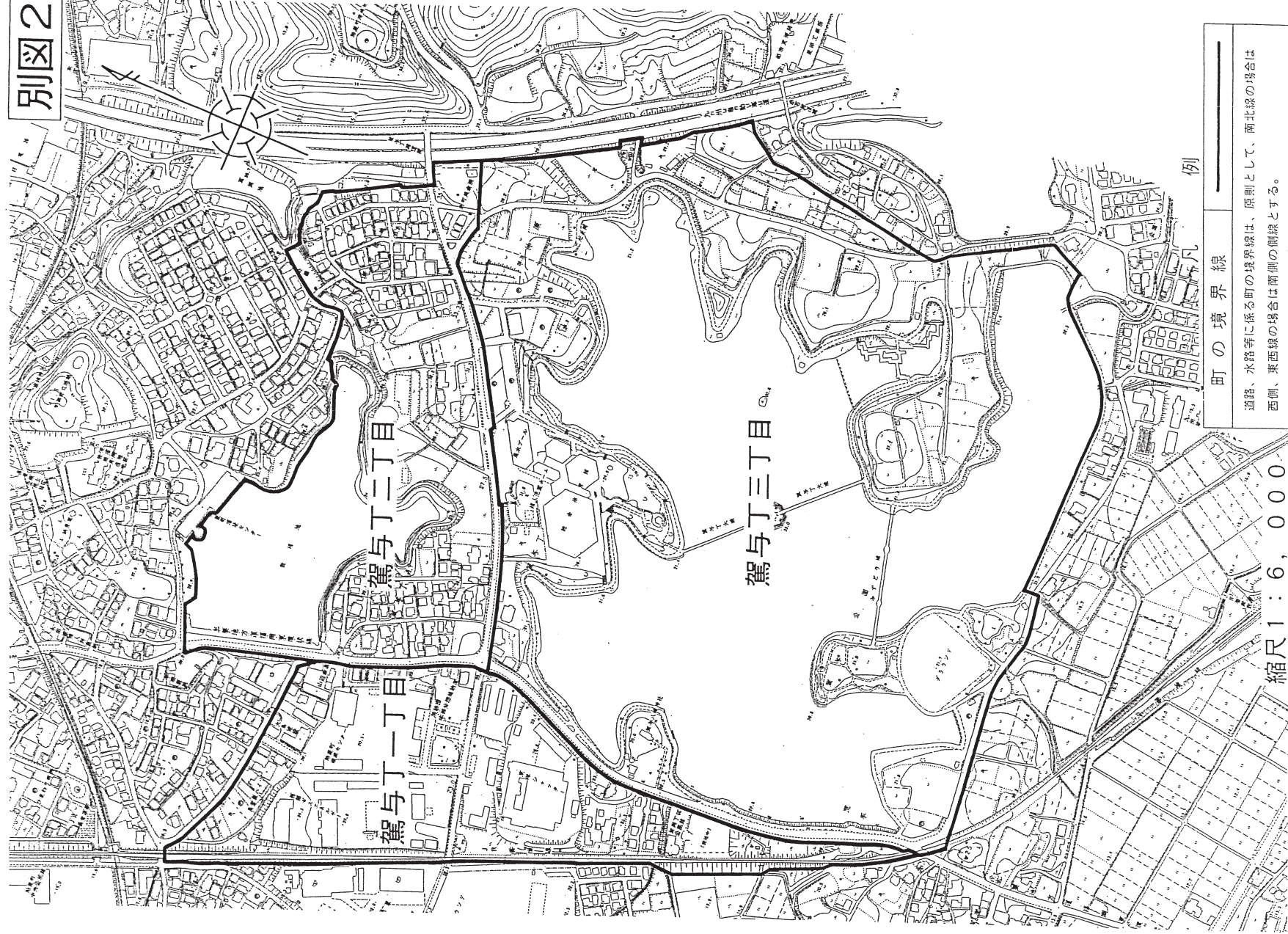


凡例

実施区域	———
字界	- - - - -

縮尺1:6,000

別図2



福岡県告示第2041号

道手東土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
兒島 孝司	田川市大字伊加利248番地の2
柴田 一雄	〃 〃 548番地
長谷川 義森	〃 〃 87番地
高瀬 八郎	〃 〃 239番地
小林 豊康	〃 〃 481番地の3
高瀬 伊勢男	〃 〃 573番地の1

2 退任監事

氏名	住所
林田 憲治	田川市大字伊加利504番地
丹村 徳治郎	〃 〃 266番地
長谷村 辰幸	〃 〃 96番地

3 就任理事

氏名	住所
兒島 孝司	田川市大字伊加利248番地の2
高瀬 八郎	〃 〃 239番地
小林 豊康	〃 〃 481番地の3
柴田 一明	〃 〃 548番地
原田 敏彦	田川郡金田町大字金田1134番地4

柴田 章二	田川市大字伊加利555番地
-------	---------------

4 就任監事

氏名	住所
長谷村 辰幸	田川市大字伊加利96番地
丹村 徳治郎	〃 〃 266番地
岡村 隆幸	〃 〃 305番地

収用委員会

福岡県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成17年10月26日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

北九州市

2 事業の種類

北九州都市計画道路事業3・3・18号3号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県北九州市八幡東区荒生田二丁目	1463番22	宅地	71.48（71.48）平方メートルうち71.48平方メートル
	1463番24	宅地	6.53（6.53）平方メートルうち6.53平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調査に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

(1) 1463番22の土地所有者の氏名及び住所

芳賀 晟壽
北九州市八幡東区東鉄町 5 番20号
(2) 1463番24の土地所有者の氏名及び住所
芳賀 博子
北九州市八幡東区東鉄町 5 番20号
5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

末富 敏博
北九州市八幡西区茶屋の原四丁目12番 6 号
土地賃借権
6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成17年10月13日

正 誤

発行年月日	公報番号	種 類	同左番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
17・10・14	2448	告示	1936	3		○	5		上三緒店	上三瀧店

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)